

第 9 回 データ利活用制度・システム検討会 事務局提出資料

令和 7 年 4 月 15 日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

医療分野の検討等について

（全体像の議論や新たな法制度の必要性）

- ・ 医療データの利活用を進めていくための包括的・体系的な制度枠組みと情報基盤の全体像（グランドデザイン）の議論が必要。この際、EUのEHDS（European Health Data Space）法の体系等も参考とすべき。国際連携の視点も重要。
- ・ 日本の現状で必要なものを実現する上で、既存の仕組みや取組が個々のパーツとしてどう位置づけられるのか、これらがどこまで使えて、今、何が使えないから何が必要なのかという点を明らかにしていく議論が必要。
- ・ 公的DBの2次利用の議論が進んでいるが、これ以外の医療データを含めた2次利用の在り方の検討が必要。
- ・ 個人情報保護法の見直しの検討の動向も踏まえつつ、同意に依存しない利活用の在り方を含めて検討すべき。安全に医療データの利活用を促進するためのガバナンスを含めた特別法の制定を検討すべき。

（医療データ収集・提供方法等利活用に当たっての具体的な課題等）

- ・ 電子カルテでは3文書6情報の標準化が進められているが、2次利用の観点を含め共通項目の更なる充実等が必要。AIを活用した非構造化データの構造化等により利活用を進めることも重要。
- ・ 電子カルテ情報の共有に関して、地域医療支援病院等の管理者に対する努力義務だけで十分なのかどうかも考えていく必要。
- ・ 次世代医療基盤法では、医療情報の提供が任意かつインセンティブが乏しい等の指摘もある。EHDSのような一定の強制力を持つ方法を含め、データ提供に関する医療機関等データ保有者のインセンティブ等をどう確保していくかが課題。
- ・ 公的DBのみならず学会のデータベース等を含めて識別IDによる連結解析ができるような制度設計が重要。

（取組のスケジュール）

- ・ EUが今後10年単位の期間をかけて制度の実装に取り組んでいくことを考えると、諸外国に後れを取らないためにも、今、このタイミングで全体像の検討と工程の明確化を図るべき。
- ・ 遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指しているが、全体としてさらに早くと確に進めていくことが必要。

（今後の検討内容）

- 検討会でいただいたご意見等を踏まえ、本年 6 月をめどに策定予定の基本方針に以下内容を盛り込むことを検討してはどうか。
 - ☞ 医療データの利活用に当たっては、公的DB以外の医療データを含めた 2 次利用の在り方の検討が課題として残されており、今後、我が国として必要な取組の全体像を体系的に示していく観点を含め、2 次利用の在り方全体、グランドデザインについての検討を行うこと。
 - ☞ 具体的な検討内容として、必要な法的措置を含め、例えば、検討会でもご指摘のあった以下が考えられること。
 - ・ 具体的なニーズやEHDSが想定する医療データの内容等を踏まえた 2 次利用できるようにすべき医療データの範囲の拡大
 - ・ 上記医療データを一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方
 - ・ 上記医療データを共有・利活用するための公的な情報連携基盤の構築（1 次利用の基盤との連携、識別等を含む。）
 - ・ 個人情報保護と医療データの利活用の在り方（同意に依存しない在り方の検討を含む。） など

（検討の主体、工程の明確化）

- 医療データの利活用については、関係省庁が複数にわたることを踏まえ、上記医療データの検討に関して、省庁横断的な総合的な議論の実施を確実なものとし、併せて実施段階における関係省庁の取組を実効的なものとする観点から、基本方針において、検討を進めていく上での担当省庁とその役割分担を明確化することを検討してはどうか。
- 検討会における諸外国の動向等も踏まえた迅速な対応の必要性のご指摘を踏まえ、上記検討に関して、明確なスケジュール感の下で速やかに議論が進められるよう、基本方針においてその工程（スケジュール）を明確化することを検討してはどうか。

金融分野におけるデータの利活用について

金融分野におけるデータの利活用について

【再掲】
2025年2月13日
デジタル行財政改革会議事務局

(1) 金融分野におけるデータの利活用によって実現する将来像

- 家計等をはじめとして個人が金融データを柔軟に管理し、活用できる仕組みを整えることで、家計の収支管理や資産運用の利便性が向上し、資産運用立国の実現にもつながるのではないかな。
- データの相互運用によるイノベーション促進により、個人のニーズに即した金融商品やサービスを容易に選択できる環境づくりや、新ビジネスの創出等につなげることは考え得るか。

金融データ利活用の目指すべき絵姿（イメージ）



(2) データの相互運用性による多様な金融サービスの創出

パーソナライズ金融サービスの提供の例

○スペイン（BBVA）モバイルアプリ

- ・ オープンバンキングAPIを活用し、他の金融機関やフィンテック企業との連携を強化。
- ・ ユーザーは、マネーに関するさまざまなニーズ（銀行取引に加えて、ファンド投資や保険、年金）を、一つのアプリで満たすことが可能。
- ・ 顧客のアクションを含めた銀行全体のデータを統合・分析することで、顧客は自分に合ったサービスを受けることができる。

(3) 日本における対応の例（銀行法等の改正）

平成29年銀行法等改正において、金融機関にオープンAPIに係る体制整備を実装することが努力義務化。

(4) 議論の方向性（主な論点）

○「利用者起点」からの金融データの利活用の必要性・有効性

- 生活上の様々なニーズ（家計管理、資産形成、リスク管理等）や人生の各ステージにおけるライフイベント（出生・進学・就職・転職・退職、病気やけが、出産、子育て、介護、年金、死亡・相続等）の中で、国民はどのような金融情報を、自身で各時点において把握する必要があるか。
- 金融情報の「見える化」によって、国民の利便性の向上や、多様なサービスの出現等が期待できるのではないかな。

○ オープンバンキングからオープンファイナンスへ

- 銀行口座に加え、クレジットカード・電子マネー・証券・保険・年金等のデータ連携を促進させることで、国民にとって便利なサービスが創出できるのではないかな。
- 国民が自らの家計状況や金融データを把握しやすくするため、官民や民間企業同士のデータ連携（標準化や統一的な取り扱い等）や、政府が提供するフロントサービス（マイナポータル、公的年金シミュレーター等）と民間サービスとの連携を、どのように考えるか。

※金融データの利活用による利便性の向上等のユースケース

【生命保険請求手続の簡略化】

保険会社と公的な診療データ等を連携させることで、現在、個人の負担となっている診断書の取得や保険会社への請求など手続を効率化できるのではないかな。

【政策の効果検証】

匿名化した金融データの2次利用で、給付金支給等の分析や政策効果の検証に生かすことができるのではないかな。

未来投資戦略 2017

—Society 5.0の実現に向けた改革—

平成 29 年 6 月 9 日

(主な取組)

- ・金融 EDI の活用を起点とした「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」により、財務・決済プロセス全体の一括した高度化を図る。
- ・XML 新システムを来年稼動し、2020 年までに XML 電文に全面的に移行する。2020 年までに商流情報の標準化項目の普及、業種を超えた企業間の EDI 連携を更に推進する。
- ・XML 新システム等のデータを活用した融資サービスや税務支援を検討する。本年秋以降、決済・物流情報をブロックチェーンで一体管理する実証実験を実施する。
- ・オールジャパンでの電子手形・小切手への移行につき官民連携して検討する。
- ・電子決済と連動する企業会計の IT・クラウド化を推進する。法人のネットバンキング利用の進捗状況のフォローアップを開始する。

キャッシュレス化の推進

(残された課題)

- ・海外諸国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展していない。キャッシュレス決済の安全性・利便性の向上、事務手続の効率化、ビッグデータ活用による販売機会の拡大等を図ることが課題である。

(主な取組)

- ・クレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、カード決済のコスト削減や消費者の利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進を図りつつ、レシートの電子化促進のためのフォーマットの統一などの環境整備を本年度内に行う。

クレジットカードデータ利用に係る

API 連携に関する検討会

中間取りまとめ

平成29年6月

経済産業省

商務流通保安グループ

は機動的にガイドラインの見直しを行ったり、あるいは、想定した以上にリスクが大きいサービスが出現したりする場合は、法令を含めた対応を検討することで対処していくこととする。

なお、FinTech 企業が個別の協議を通じてカード会社と契約（API 接続）することは、（3）で述べたリスクをカード会社及び FinTech 企業双方で認識し、責任を分担し合っており、かつ、ガイドラインで示された要件を満たすことと同等の代替措置が採られていることを前提に、それを妨げるべきではないと考える。

加えて、オープンイノベーションを促進する観点から、要件を満たすか否かの判断をカード会社が迅速に行うために、当該判断をする上で客観的事実を活用する仕組みを設けることが重要である。具体的には、FinTech 企業による金融機関との連携実績を活用することが考えられる

こうした枠組みをガイドラインで策定するとともに、ガイドラインで対応することで、セキュリティの確保や利用者保護を図りながら、API 連携が一層促進されていくことを想定している中、ガイドラインの実効性を確保する仕組みを構築することが併せて重要である。そのため、ガイドラインの策定主体である政府を中心としたフォローアップの仕組みを検討するとともに、安全の確保に懸念が生じたり、API 連携が円滑に進まない等、ガイドラインでは実効性が確保できない場合は、法令を含めた対応を改めて検討することが適当である。